

## 神奈川県と学校法人岩崎学園との連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と学校法人岩崎学園（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に緊密に連携し、教育機会の提供をはじめとする次代を担う若者の健全な成長を期するための活動を協働して推進し、もって、県民サービスの向上を図り、地域の一層の活性化に資することを目的とする。

## （連携事項）

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
- (1) スポーツ振興に関すること
  - (2) 未病対策・健康増進対策に関すること
  - (3) 教育・文化の振興に関すること
  - (4) 暮らしの安全・安心に関すること
  - (5) 子ども・子育て支援に関すること
  - (6) 国際的スポーツ大会への協力に関すること
  - (7) 広報に関すること
  - (8) その他地域の活性化に関すること
- 2 甲と乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、第1項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、他の地方自治体、地域の住民、事業者、民間団体等との連携を図るとともに、その活動に若者の感性や創造性を活かすよう努めるものとする。

## （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

## （疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成 28 年 1 月 28 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県横浜市西区北幸 1 丁目 2 番 7 号  
学校法人岩崎学園  
理事長 岩 崎 幸 雄